

## (9) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	期末手当	
給料	町長	746,100円(829,000円)	6月期	1.70月分
	副町長	685,000円	12月期	1.75月分
	教育長	645,000円	計	3.45月分
報酬	議長	377,000円	※役職による加算 45%	
	副議長	302,000円		
	議員	282,000円		

備考 ( )内は、減額措置を行う前の金額です。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

## (2) 主な休暇の種類

区分	付与日数	区分	付与日数
年次有給休暇	1年につき20日	子の看護	1年につき5日(2人以上の場合は10日)以内の期間
選挙権等行使	必要と認められる期間	短期介護	1年につき5日(2人以上の場合は10日)以内の期間
証人等出頭	必要と認められる期間	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
骨髄提供	必要と認められる期間	妻の出産補助	2日以内の期間
ボランティア	1年につき5日以内の期間	育児参加	5日以内の期間
結婚	連続5日以内の期間	忌引	親族の区分により1~7日以内の連続する期間
不妊治療	1年につき5日(体外受精等に係る者である場合は10日)以内の期間	父母の祭日	1日以内の期間
妊娠中通勤緩和	1日60分以内の期間	夏季休暇	6月から10月までの連続する5日以内の期間
妊娠中保健指導等	妊娠週数に応じて必要な期間	住居滅失等	7日以内の期間
産前	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	災害等出勤困難	必要と認められる期間
産後	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	退勤途上危険回避	必要と認められる期間

## 4 職員の休業に関する状況

## (1) 配偶者同行休業取得者数

区分	男性	女性
配偶者同行休業取得者数	0人	0人

## (2) 育児休業等取得者数

区分	男性	女性
育児休業取得者数	3人	9人
部分休業取得者数	1人	2人
育児短時間勤務取得者数	1人	0人

備考 休業期間が令和6年度に存する者の合計です。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 職員の分限処分の状況

## ア 休職の状況

理由	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	その他	計
対象者数	3人	0人	0人	3人

## イ 職員の意に反する降任・免職の状況

理由 処分内容	勤務実績が 良くない場合	心身の故障のため、 職務遂行に支障が ある場合	職に必要な 適格性を欠く場合	廃職又は過員を 生じた場合	計
降任	0人	0人	0人	0人	0人
免職	0人	0人	0人	0人	0人